

○東京理科大学生命医科学研究所発生工学研究支援事業における遺伝子改変マウス作製等の受託に関する規程

令和3年4月12日
規程第128号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京理科大学生命医科学研究所規程（平成元年規程第4号）第3条第1項第5号及び第7号に規定する活動として、東京理科大学生命医科学研究所(以下「研究所」という。)における遺伝子改変マウスの作製支援、胚凍結保存支援等(以下「作製等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 遺伝子改変マウス 遺伝子導入マウス、遺伝子欠損マウス、遺伝子置換マウス等をいう。

(2) 受託作製等 研究所が学内外からの委託を受けて行う別表に掲げる作製等をいう。

(作製等の申請)

第3条 作製等を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、所定の申請書を東京理科大学生命医科学研究所長(以下「研究所長」という。)に提出して、その承諾を受けなければならない。

2 研究所長は、研究所における研究に支障のない場合に限り、当該作製等を受託することができる。

(遵守事項)

第4条 委託者は、研究所長が別に定める事項を遵守しなければならない。

(料金)

第5条 作製等の受託に当たり、委託者が負担する料金は、当該受託作製等の遂行に必要なとなる経費に相当する額とし、これを別表に定める。

(料金の納入)

第6条 第3条第1項の承諾を受けた委託者は、別表に掲げる料金を前納しなければならない。ただし、委託者が国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、国立大学法人、独立行政法人及びその他研究所長が特別の事由があると認めた者である場合に限り、受託作製等の完了後に納付することができる。

2 既納の料金は、返還しない。

(成果有体物の帰属)

第7条 受託作製等に基づき特許等を出願する権利及び当該出願により取得された特許権等は、原則として東京理科大学と委託者の共有とし、持分は、別途協議の上、これを定めるものとする。

(雑件)

第8条 この規程に定めるもののほか、受託作製等に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(廃止規程)

2 東京理科大学ヒト疾患モデル研究センターにおける遺伝子改変マウス作製等の受託に関する規程(平成30年規程第90号)は、廃止する。

別表(第2条、第5条、第6条関係)

区分		単位	料金	
			委託者が学外者の場合	委託者が本学教員の場合
遺伝子改変マウス作製支援	CRISPR/CAS法及びマイクロインジェクション技術を用いた遺伝子改変マウス作製	1遺伝子	600,000円	300,000円
	上記遺伝子改変マウスの追加作製作業	1遺伝子	300,000円	150,000円
胚凍結保存支援	凍結卵作製	1系統	200,000円	100,000円
	凍結卵からの個体化	1系統	380,000円	130,000円
	SPF化サービス	1系統	400,000円	150,000円
(消費税相当額を含む)				

※委託者が研究所との共同研究として依頼する場合、料金の一部を研究所で負担することがある。